

# ふくしあったかフェスタ2011

3月6日(日) 午前10時～午後3時 町健康福祉センター  
(午前9時15分～ 表彰式)

町社会福祉協議会は、「ふくしあったかフェスタ2011」を開催します。フェスタは平成9年(1998年)から、健康と福祉への理解を深めてもらおうと始まりました。

ステージでは、和太鼓演奏や空手演武などの様々な催し、出店では、食べ物コーナーや福祉団体コーナーなど、福祉に親しみ、楽しめる内容となっています。

また、今回のフェスタでは、松田警察署の協力により、白バイの試乗とドライビングシミュレータで事故防止の模擬運転を体験できます。

皆さん、ぜひご来場ください。



ふくしあったかフェスタ2010会場風景

- 出 店 食べ物コーナー（焼きそば、うどん、綿菓子、豚汁、富士屋ホテル特製パン、タンタン麺、やきいも、おそばなど）、福祉バザー、福祉団体コーナー（活動紹介、体験など）
- ステージ 和太鼓演奏、空手演武、手話コーラス、プラスバンド演奏、コーラス、車椅子社交ダンス、大bingo大会など

【問合せ】 町社会福祉協議会 ☎(82)0294

仲町屋（東）地区 武田 信之 氏  
（82）0441  
お困りのことがありましたが、ひとりで悩まず気軽に各地区的民生委員にご相談ください。  
民生委員は関係する専門機関など

仲町屋（東）地区の民生委員は、欠員となっていた期間がありました。が、このたび厚生労働大臣等からの委嘱を受け、2月1日から次の方があなたの身近な相談相手となります。

## 仲町屋（東）の民生委員 決定

と連携し、地域の協力を得ながら対応いたします。

【問合せ】 健康福祉課子育て支援係  
☎(83) 1226

NHK海外義援金の報告  
たすけあい

役場、町民文化センター、寄出張所に義援金箱を設置したところ、2、9、6、6円のご支援をいただきました。この義援金は、日本赤十字社を通じて現地の支援活動に使われます。温かいご協力ありがとうございました。

【問合せ】 健康福祉課子育て支援係  
☎(83) 1226  
まつだ

**確定申告をお忘れなく！ 確定申告をお忘れなく！**

### 申告と納税の期限

- 所得税、贈与税 3月15日(火)
- 個人事業者の消費税・地方消費税 3月31日(木)

期限終了の間近になると、税務署の窓口は大変混雑します。申告・相談はお早めにお願いします。

また、期限を過ぎてからの提出は、加算税や延滞税がかかる場合があります。

【問合せ】 小田原税務署 ☎(35)4511

## 平成23年 春季全国火災予防運動

-平成23年3月1日(火)から3月7日(月)まで-  
毎年3月1日から7日までの間、春季火災予防運動が全国一斉に行われます。

この運動は、火災の発生を防止し、また、万一発生した場合にも被害を最小限に止め、火災から尊い生命と貴重な財産の損失を防ぐことを目的としています。

これからの季節は、空気が乾燥し、火災が発生しやすくなります。火の取扱いには十分注意しましょう。

足柄消防組合管内の平成22年中の火災件数は37件で、前年と比較しますと6件増加しています。そのうち建物火災は17件発生しています。

火災の原因については、建物火災17件中コンロによるものが3件と最も多く、風呂かまど、たばこ、放火（放火の疑いを含む）によるものが続いている。しかし、全国的には放火による火災が依然トップとなっています。

建物火災による死者は、毎年全国で約1,000人を数えています。死因については、逃げ遅れによる一酸化炭素中毒や着衣着火が大半の原因であることから、火災を早期発見し被害軽減のために、皆さんのご自宅に住宅用火災警報器を設置しましょう。また、平成18年6月以降の新築住宅を除く既存住宅にあっては、平成23年5月31までに設置する義務がありますので早めの設置をお願いします。



### ○住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

#### 3つの習慣

- ・寝たばこは、絶対やめる。
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

#### 4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ・寝具・衣類・カーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- ・火災を小さくうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

平成23年春季火災予防運動～2010年度全国統一標語～

「消したかな」あなたを守る 合言葉



【問合せ】 足柄消防組合消防本部予防課 ☎(74) 6663

### 広 告

## 住宅用火災警報器の設置期限が迫ってあります！

(平成23年5月末日までに義務付けられています)

家庭への消火器設置はぜひ住宅用消火器を！

～地元だから いつでも いつまでも安心～

**(有)足柄防災**

住所: 松田町松田庶子491-1

電話:(83)9335